

毎週少 金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 家畜傳染病予防法第六条に基く命令

告示

鳥取県告示第四百七十四号

次のように豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により豚の所有者に対しその注射をうけることを命ずる。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 木

武

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚 (生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のもの
を除く。)

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法

皮下注射(クリスタルバイオレット予防液)

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十四日	米子市旧市内、車尾	同上
"	西伯郡余子村	"
"	二十五日	夜見村
"	"	余子村
"	二十六日	外江町
"	"	大篠津村
"	"	米子市福生、福米
"	"	西伯郡崎津村
"	"	中浜村
"	"	米子市加茂、住吉

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印

三十一日	境町	米子市のうち前の倚徳村及び前の五千石村
三十日	上道村	"
	富益村	"
	彦名村	"
	"	"
	和田村	"
	富益村	"
	彦名村	"
二十九日	渡村	"
	中浜村	"
	渡村	"
二十八日	渡村	西伯郡崎津村